

令和 7 年 第 1 回

三種町選挙管理委員会議案

令和 7 年 3 月 3 日提出

日	時	令和 7 年 3 月 3 日 (金)
		午前 9 時 0 0 分
場	所	三種町役場 第 2 会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長職務代理者あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 報告第 1 号 三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について
 - 議案第 1 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 2 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 3 号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第 4 号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第 3 号 選挙人名簿の移替えの延期について（知事選）
 - 議案第 4 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 5 号 投票所を定めることについて（知事選）
 - 議案第 6 号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（知事選）
 - 議案第 7 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（知事選）
 - 議案第 8 号 移動期日前投票所の開閉時刻について（知事選）
 - 議案第 9 号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（知事選）
 - 議案第10号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）
 - 議案第11号 期日前投票立会人の選任について（知事選）
 - 議案第12号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を決めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第13号 開票の日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第14号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）
 - 議案第15号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（知事選）
 - 議案第16号 在外選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第17号 令和7年6月の定時登録日を定めることについて
- 4 その他

報告第1号

三種町選挙管理委員会委員の退職及び委員の補欠について

三種町選挙管理委員会委員である加賀谷得子氏より、令和6年12月2日付けで申出があった辞職願について、地方自治法第185条第2項の規定により、令和7年2月28日をもって辞職することを承認する。

また、地方自治法第182条第3項の規定により、令和7年3月1日付けで櫻庭一則氏を三種町選挙管理委員会委員に補欠する。

令和7年3月3日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

住 所 (省略)

氏 名 櫻 庭 一 則

補欠した日 令和7年3月1日

任 期 令和7年3月1日から令和8年6月14日まで

議案第 1 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日現在において別紙の者を選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 新有権者登録 | 令和 7 年 3 月 1 日までに満 18 歳に達する者
生年月日：平成 18 年 12 月 3 日から平成 19 年 3 月 2 日まで
男 10 人 女 20 人 小計 30 人 |
| 2 | 転入登録 | 令和 6 年 12 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 12 月 1 日まで
男 29 人 女 19 人 小計 48 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 39 人 女 39 人 合計 78 人 |

議案第 2 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、令和 7 年 3 月 1 日現在において別紙の者
を選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日まで |
| | | 男 4 7 人 女 5 9 人 小計 1 0 6 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 令和 6 年 1 0 月 3 1 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：令和 6 年 8 月 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日まで |
| | | 男 2 0 人 女 2 5 人 合計 4 5 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 6 7 人 女 8 4 人 合計 1 5 1 人 |

報告第2号

登録の移替えをした者について

令和7年3月1日現在において定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和7年3月3日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

令和6年12月1日から令和7年2月28日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	15人	女	31人	合計	46人
---	-----	---	-----	----	-----

報告第3号

選挙権を有する者の50分の1の数について

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は258である。

令和7年3月3日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木村 信悦

参 考

第74条第1項 条例の改廃請求

第75条第1項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第4号

選挙権を有する者の3分の1の数について

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,286である。

令和7年3月3日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木村 信悦

参 考

- | | |
|-----------|-----------|
| 第76条第1項 | 議会の解散請求 |
| 第80条第1項 | 議員の解職請求 |
| 第81条第1項 | 長の解職請求 |
| 地教組第8条第1項 | 教育委員の解職請求 |

議案第 3 号

選挙人名簿の移替えの延期について（知事選）

公職選挙法施行令第 17 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

移替えを延期する期間

令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 4 月 6 日まで

議案第 4 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第 1 4 4 条の 2
の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

琴丘地区	4 1 箇所		
山本地区	4 2 箇所		
八竜地区	3 2 箇所	計	1 1 5 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 5 号

投票所を定めることについて（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における各投票区の投票所及び共通投票所を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

1 投票所

投票区	施 設 の 名 称	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 3 4 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 4 3 番地 1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 1 7 0 番地
上岩川	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 4 0 番地
大 町	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5 番地
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 1 5 1 番地
下岩川	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
金 岡	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 1 1 7 番地
浜 口	浜口地区館	三種町浜田字福沢 5 7 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 4 8 5 番地

2 共通投票所

投票区	施 設 の 名 称	所 在 地
全ての 投票区	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
	山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5 番地
	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地

議案第 6 号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（知事選）

公職選挙法第 40 条第 1 項の規定により、令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における各投票所及び共通投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

1 投票所

投票区	施 設 の 名 称	閉 鎖 時 刻
上岩川	旧上岩川小学校	午後 6 時とし、閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。
鯉 川	旧鯉川小学校	午後 7 時までとし、閉鎖時刻を 1 時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大 町	山本地域拠点センター	
林 崎	林崎自治会館	
下岩川	すいらんの館	
金 岡	金陵の館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
鵜 川	鵜川地区館	
大 曲	大曲コミュニティセンター	
浜 口	浜口地区館	
芦 崎	せいぶ館	

2 共通投票所

投票区	施 設 の 名 称	閉 鎖 時 刻
全ての 投票区	琴丘地域拠点センター	午後 7 時までとし、閉鎖時刻を 1 時間繰り上げる。
	山本地域拠点センター	
	鵜川地区館	

議案第 7 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

1 期日前投票を行う場所及び期間

期 日 前 投 票 所			
施設の名称	所 在 地	設置期間	開閉時刻
琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3	3 月 2 1 日 ～ 4 月 5 日	午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 8 時
山本地域拠点センター	三種町森岳字町尻 3 5 番地		
八竜農村環境改善センター	三種町鵜川字西本田 2 番地		

移 動 期 日 前 投 票 所			
施設の名称	所 在 地	設置期間	開閉時刻
勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平63番地3	4月5日 (土)	午前9時30分 ～ 午前11時30分
達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子170番地1		
釜谷公民館	三種町大口字釜谷18番地		
山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢72番地44		午後0時30分 ～ 午後2時30分
大口公民館	三種町大口字大口45番地		
豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡91番地1		午後3時30分 ～ 午後5時30分
川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下76番地3		

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子8番地 三種町選挙管理委員会事務室

令和7年3月21日から令和7年4月5日まで

午前8時30分から午後8時まで

議案第 8 号

移動期日前投票所の開閉時刻について（知事選）

公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項の規定による読み替え後の第 40 条第 1 項ただし書の規定により、令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における移動期日前投票所の開閉時刻を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

移動期日前投票所

施 設 の 名 称	開 設 時 刻	繰上げ・繰下げ時刻
勝平地区集会所	午前 9 時 3 0 分 ～ 午前 1 1 時 3 0 分	開始時刻を 1 時間繰り下げ、 閉鎖時刻を 2 時間 3 0 分繰 り上げる。
達子集落生活改善センター		
釜谷公民館		
山本ふるさと文化館	午後 0 時 3 0 分 ～ 午後 2 時 3 0 分	
大口公民館		
豊岡公民館	午後 3 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 3 0 分	
川尻自治会館		

議案第 9 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（知事選）

公職選挙法施行令第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

郵便により発送できる日 令和 7 年 3 月 1 8 日（火）

議案第 10 号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

議案第10号別紙

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

(1)投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年4月 5日まで	(省略)	(省略)

(2)職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年4月 5日まで	(省略)	鎌田 誠

2 山本地域拠点センター期日前投票所

(1)投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年3月24日まで	(省略)	(省略)
令和7年3月27日から 令和7年4月 5日まで		
令和7年3月25日から 令和7年3月26日まで	(省略)	(省略)

(2)職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年4月 5日まで	(省略)	内藤 英子

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

(1)投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年4月 5日まで	(省略)	(省略)

(2)職務代理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日から 令和7年4月 5日まで	(省略)	三浦 保

議案第 1 1 号

期日前投票立会人の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

議案第 1 1 号別紙

期日前投票立会人

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日 3月24日 3月27日 3月31日 4月 4日	(省略)	(省略)
令和7年3月22日 3月24日 3月28日 3月30日 4月 2日	(省略)	(省略)
令和7年3月23日 3月26日 3月27日 3月30日 4月 2日	(省略)	(省略)
令和7年3月23日 3月25日 3月29日 3月31日 4月 4日	(省略)	(省略)
令和7年3月21日 3月26日 3月28日 4月 1日 4月 3日 4月 5日	(省略)	(省略)
令和7年3月22日 3月25日 3月29日 4月 1日 4月 3日 4月 5日	(省略)	(省略)

2 山本地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日 3月22日 3月24日 3月26日 3月28日 3月30日 4月 1日 4月 3日 4月 5日	(省略)	(省略)
令和7年3月21日 3月23日 3月25日 3月27日 3月29日 3月31日 4月 2日 4月 4日	(省略)	(省略)
令和7年3月24日 3月26日 3月28日 3月30日 3月31日 4月 1日 4月 3日	三 (省略)	(省略)
令和7年3月25日 3月27日 4月 2日 4月 4日	(省略)	(省略)
令和7年3月22日 3月23日 3月29日 4月 5日	(省略)	(省略)

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和7年3月21日 3月23日 3月29日 3月31日 4月 5日	(省略)	(省略)
令和7年3月22日 3月24日 3月27日 3月28日 3月31日 4月 2日 4月 3日 4月 5日	(省略)	(省略)
令和7年3月26日 4月 1日 4月 3日	(省略)	(省略)
令和7年3月22日 3月23日 3月25日 3月27日 3月29日 3月30日 4月 2日 4月 4日	(省略)	佐 (省略)
令和7年3月21日 3月25日 3月30日 4月 1日 4月 4日	(省略)	(省略)
令和7年3月24日 3月26日 3月28日	(省略)	(省略)

議案第 1 2 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所
を定めることについて（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第 1 7 5 条第 3
項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時
及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

日 時 令和 7 年 3 月 2 0 日（木） 午後 5 時 3 0 分から

場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 13 号

開票の日時及び場所を定めることについて（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票の日時
及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

日 時 令和 7 年 4 月 6 日（日） 午後 8 時開始

場 所 三種町鵜川字西本田 6 5 番地 1 三種町八竜体育館

議案第 14 号

開票管理者及びその職務代理者の選任について（知事選）

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における三種町開票区の開票管理者
及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

開票管理者 住 所 （省略）

氏 名 （省略）

職務代理者 住 所 （省略）

氏 名 （省略）

議案第 15 号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて

令和 7 年 4 月 6 日執行の秋田県知事選挙における公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 木 村 信 悦

日 時 令和 7 年 4 月 3 日（木）午後 5 時 30 分
場 所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 16 号

在外選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 30 条の 6 第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日現在において次の者を在外選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

登録者については別紙のとおり

議案第 17 号

令和 7 年 6 月の定時登録日を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月の定時登録日を 6 月 2 日と定める。

令和 7 年 3 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 木 村 信 悦

【今後の日程】

3月12日（木） 投票所入場券発送（予定）

19日（水） 第2回選挙管理委員会（選挙時登録）
午前9時00分～ 第1会議室

20日（木） 秋田県知事選挙 公示日
氏名揭示くじ 午後5時30分（第3会議室）

21日（金）～4月5日（土） 期日前投票・不在者投票開始

24日（月） 選挙公報発送（予定）

4月 3日（木） 開票立会人届出期限
開票立会人くじ 午後5時30分（第3会議室）

5日（土） 第3回選挙管理委員会（抹消登録）
午前9時00分～ 第2会議室

6日（日） 秋田県知事選挙 投・開票日
投票 午前7時～午後7時（上岩川は午後6時まで）
開票 午後8時～ 三種町八竜体育館